

# 第54回特許制度小委員会AI関連発明検討の包括的分析レポート

## AI時代の日本知的財産戦略における制度整備の現状と課題

### エグゼクティブサマリー

2025年6月4日に開催された産業構造審議会知的財産分科会第54回特許制度小委員会では、AI（人工知能）を活用した発明に関する特許法上の課題について、日本の知的財産制度の根幹に関わる重要な方向性を示した<sup>[1]</sup>。本委員会では、①AI発明該当性、②発明者の定義、③引用発明適格性という3つの核的論点について検討が行われ、昨年11月からの継続的な議論を踏まえて具体的な制度整備の方向性が明確化された<sup>[1]</sup>。

## 1. 第54回特許制度小委員会の詳細分析

### 1.1 AI発明該当性に関する検討の方向性

特許庁は現行法の課題として、特許法第2条で「発明」を「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義しているものの、AIの活用により生成された発明が該当するかの規定が存在しないことを指摘した<sup>[1]</sup>。委員会では、情報技術の進展により発明創作過程において自然人を代替し得る技術がAI関連技術として実装されるようになりつつあることを背景として、権利化の予見可能性向上の必要性が議論された<sup>[1]</sup>。

検討の方向性として、特許庁は「自然人がAIを利活用した発明は特許法に規定する発明に該当する」という案を提示した<sup>[1]</sup>。この方向性は、特許法第1条の「発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与すること」という法目的に整合するものとして位置づけられている<sup>[1]</sup>。一方で、いわゆるAI自律発明については、AI自体は発明を行うモチベーションを持たないと考えられるため、AI開発者やAI保有者等の創作へのインセンティブという側面から更なる検討が必要とされている<sup>[1]</sup>。

### 1.2 発明者の定義をめぐる課題と対応

現行の特許法では発明者の定義について明文規定はないが、自然人を前提としていると解されており、裁判例の蓄積により「発明の技術的特徴部分の具体化に創作的に関与した者」が発明者たり得ると解されている<sup>[1]</sup>。しかし、AIを利活用した発明創作過程について、AIのみが現行法上の「発明の技術的特徴部分の具体化に創作的に関与」しているといえる場合、「発明者が不在」となる恐れが指摘された<sup>[1]</sup>。

特許庁は、AIを利用して生成した発明の発明者の認定を従前のままとすると、AIを積極的に利活用したかゆえに「発明者が不在」となる状況が生じ、発明を創作又は特許権を取得するモチベーションが低下することが想定されると分析している<sup>[1]</sup>。この問題に対し、人間の関与程度の低下やAIを利活用した研究開発におけるステークホルダーの多様化を念頭に置き、例えば発明に向かって特化型AIを作

り上げたAI開発者の扱いなども含めた「発明者」の柔軟な解釈について検討する方向性が示された<sup>[1]</sup>。

ただし、仮にいわゆる「AI自律発明」が行われたとしても、AIそれ自体を発明者としては認めないという方向で検討を進めることが明確にされた<sup>[1]</sup>。この立場は、AIそれ自体は自然人と異なりモチベーションを持ち得ず、AIを発明者と認めることは発明の奨励といった特許法の制度趣旨には直接的には沿わないという理由に基づいている<sup>[1]</sup>。

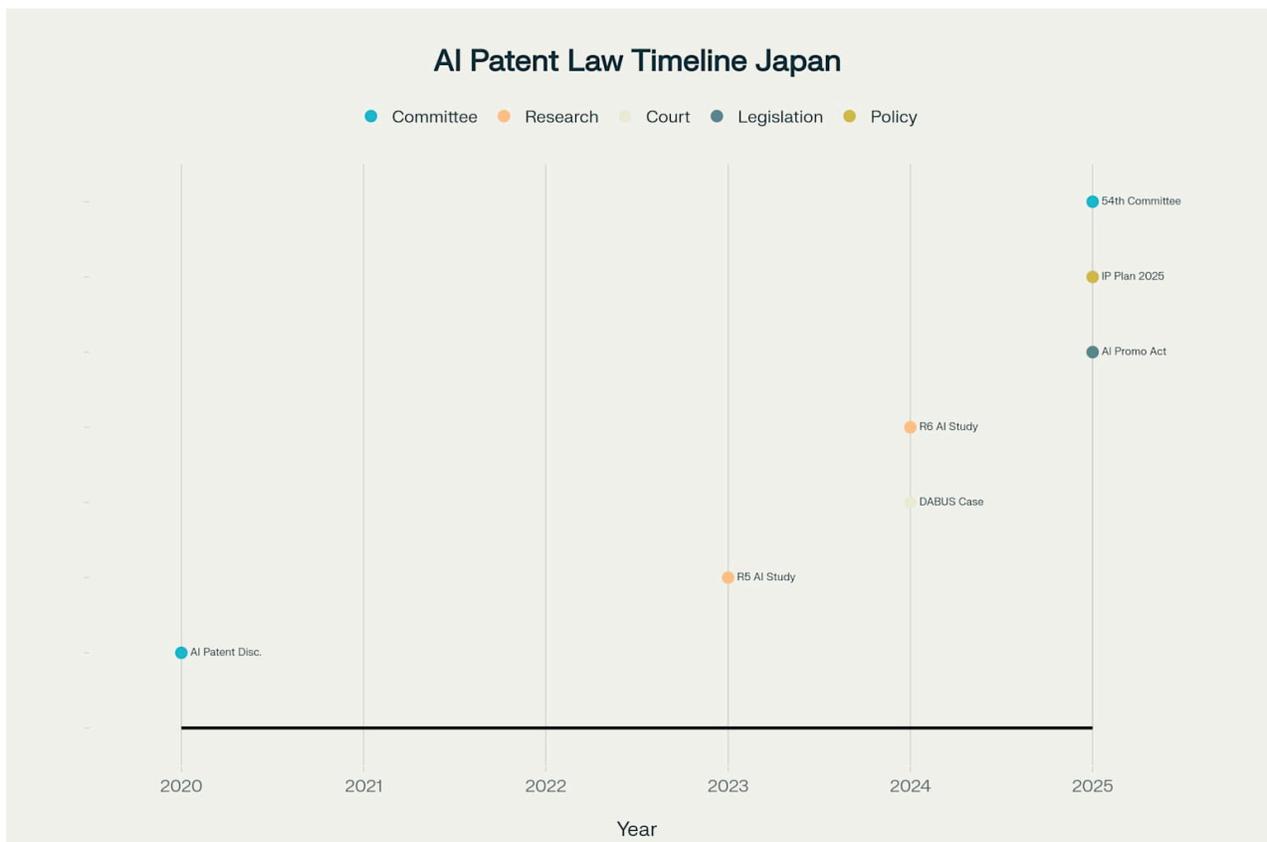
### 1.3 引用発明適格性の要件整理

AI技術の進展により技術情報が大量に生成され、公開されることで、適切な権利取得が阻害される可能性があることが課題として認識された<sup>[1]</sup>。特に、記載及び技術常識に基づき当業者がその物を作れることが明らかでないような技術情報については、情報公開の価値は必ずしも高くなく、そのような技術情報が拒絶理由の根拠となると、その物を作ることを真に可能とした者の創作意欲を減退させることに繋がると分析されている<sup>[1]</sup>。

検討の方向性として、AI利活用による情報の大量生成・大量公開への懸念を念頭に、「刊行物の記載及び本願の出願時の技術常識に基づいて、物（方法）の発明について、当業者がその物を作れる（その方法を使用できる）こと」など、引用発明と認定するために満たすべき要件や基準の考え方を整理することが提案された<sup>[1]</sup>。ただし、引用発明と認定するための満たすべき要件や基準の考え方には、AIの利用有無の確認を含めない方向で検討を進めることが明確にされた<sup>[1]</sup>。

## 2. AI特許法制検討の歴史的経緯と変遷

日本におけるAI特許法制の検討は、2020年代初頭から本格化し、複数の段階を経て現在の議論に至っている<sup>[2]</sup><sup>[3]</sup>。



## 日本におけるAI特許法制検討の経緯（2020-2025年）

令和5年度には、特許庁が「AIを利活用した創作の特許法上の保護の在り方に関する調査研究」を実施し、公開情報調査、国内外へのアンケート、ヒアリングを通じて基礎資料を作成した<sup>[2]</sup>。この調査研究では、「AIの普及に伴い発明の創作に人間の関与が小さくなる場合、そのように創作された発明を特許権で保護すべきか」という質問に対し、約71%の者が「保護すべきである」と回答するなど、AI支援発明の保護に対する肯定的な意見が多数を占めた<sup>[1]</sup>。

令和6年度には、さらに詳細な調査研究「AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方に関する調査研究報告書」が実施され、AI生成物の引例適格性について、真偽不明な情報を引例とすることの問題はAI生成物に限らず従来から存在する課題であるという認識が示された。

第52回特許制度小委員会では、生成AIの活用が予想以上にスピードが速く、法律や運用が決まる前に実行した者が有利な状態になってしまうという懸念が表明され、スピード感を持った検討の必要性が指摘された<sup>[4]</sup>。

### 3. 国際比較分析：主要国のAI特許法制アプローチ

AI Patent Law Comparison			
Policy Areas			
	AI as Inventor	AI-Assisted Inv	AI Citation Req
Japan	No	Protected	Flexible
United States	No	Protected	Strict
European Union	No	Protected	Flexible
United Kingdom	No	Protected	Flexible
China	No	Protected	Strict

#### 主要国のAI特許法制比較

#### 3.1 米国の動向

米国特許商標庁（USPTO）は2024年2月13日付で、AI支援を受けた発明の発明者適格に関するガイダンスを発行した<sup>[5]</sup>。このガイダンスは、バイデン大統領のAI大統領令を受けて作成されたもので、「発明者および共同発明者は、自然人でなければならない」とする明確な立場を示している<sup>[5]</sup>。また、発明にAIの支援があった場合に、発明に対する自然人の貢献が特許を取得するのに十分といえるほど大きかったかどうか判断する方法をステークホルダーや審査官に示している<sup>[5]</sup>。

2024年7月には、USPTOがAI関連発明を含む主題適格性に関するガイダンスの更新版を発表し、AI発明の特許出願および特許におけるクレームの主題適格性を評価するための指針を提供した<sup>[6]</sup>。

### 3.2 欧州の対応

欧州特許庁（EPO）は2020年1月28日、AI「DABUS」を発明者とする2件の特許出願を却下する決定を下した<sup>[7]</sup>。EPOは「欧州特許制度の法的枠組を解釈するに、欧州特許における発明者は自然人でなければならない」との見解を示し、発明者に与えられる権利を享受するためには、権利義務の主体となり得る人格を有していなければならないと判断した<sup>[7]</sup>。

### 3.3 中国の取り組み

中国国家知識産権局（CNIPA）は2025年に「専利審査指南改正案（意見募集稿）」を公表し、AI技術の倫理的側面を考慮した審査基準の導入を進めている<sup>[8]</sup>。特に注目されるのは、AI技術の実施が倫理観念に反する場合、特許法第5条第1項の「社会倫理に反する発明」に該当し、特許が認められないことを明確にした点である<sup>[8]</sup>。また、AIアルゴリズムの「ブラックボックス」問題に対応するため、明細書には技術内容を十分に開示することが要求されている<sup>[8]</sup>。

### 3.4 国際的な共通傾向と相違点

主要国すべてがAI自体を発明者として認めない立場で一致している一方、AI支援発明の保護については肯定的な姿勢を示している<sup>[9] [5] [7] [8]</sup>。ただし、引用発明適格性の要件については、米国・中国が比較的厳格なアプローチを取る一方、日本・EU・英国はより柔軟な方向性を示している<sup>[1] [8] [6]</sup>。

## 4. ステークホルダーの立場と意見分析

### 4.1 日本弁理士会の見解

日本弁理士会は2024年7月30日の記者説明会で、「生成AIは特許権とは相性が良い」との見解を示した<sup>[10]</sup>。中富雄著作権委員会委員長は、特許権・意匠権・商標権は著作権と異なり、侵害したかどうかの判断で「依拠性」は問われず、明確な判断が可能であると説明している<sup>[10]</sup>。また、生成AIの学習段階については、既存の特許を生成AIに学習させる行為は法が定める「特許の実施」には該当しないため権利侵害にはならないが、生成・利用段階では権利侵害となる可能性があるとの整理を示した<sup>[10]</sup>。

### 4.2 産業界の反応

日本経済団体連合会（経団連）は、DX時代にふさわしい産業財産権制度の構築について、特許庁が事務局を務める特許制度小委員会の枠組みでは、デジタル技術にまつわる幅広い知財の議論を行うことに限界があるとして、より高次の枠組みでの包括的な知財政策・制度の検討・実施を要求している<sup>[11]</sup>。また、権利者の保護と技術の利活用促進のバランスを取ることの重要性を強調している<sup>[11]</sup>。

### 4.3 学術界の視点

学術界では、研究自由度の確保と発明奨励のバランスを重視する意見が多く、より包括的な発明者定義への支持や国際調和を考慮した制度設計の重要性が指摘されている<sup>[1]</sup>。令和6年度調査研究においても、柔軟に発明者を認定しても良いのではないかという意見が見られた<sup>[1]</sup>。

## 5. 「発明者」定義の核心的論点の深掘り分析

### 5.1 AI自体を発明者と認めない根拠

特許庁の分析によると、AI自体を発明者として認めない主な根拠は以下の通りである<sup>[1]</sup>：

**制度趣旨との整合性:** AIそれ自体は自然人と異なりモチベーションを持ち得ず、AIを発明者と認めることは、発明の奨励といった特許法の制度趣旨には直接的には沿わない<sup>[1]</sup>。

**他法との整合性:** 他の法律（民法等）においてもAIは権利や義務の主体として考えられていないことから、仮に特許法においてAIを「発明者」と認めれば、他法との整合性の観点からも混乱が生じ得る<sup>[1]</sup>。

**実態調査の結果:** 令和5年度及び令和6年度調査研究を通して、AI自体に権利を与える必要性が低いこと、AIには人格権や財産権が関連しないこと等に対する指摘が見られた<sup>[1]</sup>。

### 5.2 AI開発者・利用者の発明者認定をめぐる議論

**汎用AI開発者の扱い:** 汎用的なAIを作成したのみの者を発明者と認めることへの疑義が調査研究で見られたことから、AI開発者の保護については、発明に向かって特化型AIを作り上げるなど、発明に対し十分に貢献を行ったと評価されるようなAI開発者の保護が望まれると分析されている<sup>[1]</sup>。

**プロンプトエンジニアの地位:** 第52回委員会では、スタートアップ業界において、競合の特許公報のPDFを全部ダウンロードして生成AIに入れ、隙間を埋める発明を生成させるという活用方法が紹介され、このような場合の発明者認定基準の必要性が指摘された<sup>[4]</sup>。

**発明の効果確認者:** AIを利用した発明については、使用した生成AIの開発者や利用者（プロンプトを入力した者等）、発明の効果を確認した者が発明者に含まれ得るか否かの検討が必要とされている<sup>[1]</sup>。

## 6. AI生成物の「引用発明」適格性における技術的・法的課題

### 6.1 立証困難性の問題

AI生成物を引用発明として扱う際の最大の課題は、その立証困難性にある<sup>[1]</sup>。特に以下の点が問題となる：

**生成日時の確認困難性:** AIによる技術情報の生成日時を正確に立証することは技術的に困難であり、新規性・進歩性判断における基準日の確定に支障をきたす可能性がある<sup>[1]</sup>。

**公知性の立証問題:** AI生成物がいつ、どのような形で公開されたかを確認することが困難であり、引用発明としての適格性判断に影響を与える<sup>[1]</sup>。

**AI利用有無の確認困難性:** 調査研究において、自然人の関与がないAIによる発明であることを立証することは困難であるという意見が見られ、これを理由として引用発明適格性の基準にAIの利用有無の確認を直接的に含めることは適切でない<sup>[1]</sup>と結論づけられた<sup>[1]</sup>。

## 6.2 ハルシネーション問題と品質管理

**誤情報の混入リスク:** AI生成物には「ハルシネーション」（幻覚）と呼ばれる現象により誤った情報が含まれる可能性があり、このような情報を根拠とした拒絶理由が増加することへの懸念が表明されている<sup>[1]</sup>。

**「もっともらしい」AI生成物の問題:** 令和6年度調査研究において、もっともらしく記載されたAIの生成物による拒絶理由が増加することへの懸念が見られた<sup>[1]</sup>。これは、技術的には実現困難であっても表面上は説得力のある技術文書をAIが生成する能力に起因する問題である。

## 6.3 提案されている解決策

特許庁は、引用発明と認定するために満たすべき要件や基準として、従来から審査基準に記載されている「刊行物の記載及び本願の出願時の技術常識に基づいて、物（方法）の発明について、当業者がその物を作れる（その方法を使用できる）ことが明らかでない場合、当該刊行物に記載された当該発明を「引用発明」とすることができない」という基準を基礎として、AI時代に対応した要件・基準の考え方を整理する方向性を示している<sup>[1]</sup>。

## 7. 今後の法改正スケジュールと産業界への影響予測

### 7.1 検討スケジュールと法制化プロセス

第54回委員会の決定により、次回の委員会は令和7年夏以降に開催され、「本格的な検討」が行われる予定である<sup>[1]</sup>。特許庁は令和7年度も継続して調査研究等を通じた実態把握を行い、最新の技術情勢および他国の動向を踏まえた上で検討を進めるとしている<sup>[1]</sup>。

**法制化の促進要因:** 2025年5月28日に「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」（AI推進法）が成立し<sup>[12]</sup>、また「知的財産推進計画2025」においてもAI技術の進歩と知的財産権の適切な保護の両立が明記されるなど<sup>[13] [14]</sup>、政策的な追い風が吹いている。

### 7.2 短期的影響（1-2年）

**研究開発投資への影響:** 法的不確実性により、企業のAI関連研究開発投資に慎重な姿勢が見られる可能性がある

。特に、発明者認定基準の不明確さは、企業内外での利益分配や権利関係の整理に支障をきたす恐れがある<sup>[1]</sup>。

**特許出願戦略の変化:** 企業の特許戦略において、AI支援発明の取り扱いに関する留保的対応が予想される。

### 7.3 中長期的影響（3-10年）

**産業競争力の向上:** 明確な法的枠組みが確立されれば、AI技術活用の加速化と知的財産を核とした新たなビジネスモデルの創出が期待される。

**分野別の影響:** 製薬・バイオテクノロジー分野では、AI創薬における発明者認定の明確化が研究促進に直結し、製造業ではIoT・AI統合システムの特許保護強化、IT・ソフトウェア分野では生成AI関連技術の特許出願増加が予想される。

## 8. 残された課題と国際競争力への影響

### 8.1 未解決の法的課題

第54回委員会の議論を踏まえても、以下の課題が残されている<sup>[1]</sup>：

**先使用権制度への影響:** AIが自律的に創作した「発明」を、先使用権の要件が求める「独立した同一内容の発明」に含めるかどうか、また特許法第79条の他に影響が及ぶ条文の有無と制度的措置の可否について引き続き検討が必要である<sup>[15]</sup>。

**権利存続期間の適正性:** AI発明の権利存続期間が現行法と同一で良いかという問題や、損害賠償算定におけるAI関与度の考慮方法など、派生的な問題への対応が求められる<sup>[16]</sup>。

### 8.2 国際競争上の位置づけ

日本のアプローチは、AI自体を発明者として認めない国際的コンセンサスを踏まえつつ、AI支援発明の適切な保護を図る現実的な方向性を示しており、技術革新と法的安定性のバランスを取る点で評価できる<sup>[1]</sup>。ただし、引用発明適格性の要件について柔軟なアプローチを取ることで、他国との審査基準の違いが生じる可能性もある<sup>[1]</sup>。

### 8.3 Society 5.0実現への貢献

今回の制度整備は、政府が推進するSociety 5.0の実現に向けた重要な法的基盤の構築と位置づけられる<sup>[1]</sup>。AI技術の急速な発展に対応した柔軟かつ確実な知的財産制度の構築により、日本の次世代産業競争力の基盤が強化されることが期待される<sup>[1]</sup>。

## 9. 結論：AI時代の日本知的財産戦略の重要性と展望

第54回特許制度小委員会での議論は、日本がAI時代の知的財産制度において国際的な競争力を維持し、技術革新を促進するための重要な転換点となった<sup>[1]</sup>。AIを発明者として認めない国際的コンセンサスを踏まえつつ、AI支援発明の適切な保護を図る日本のアプローチは、技術革新と法的安定性のバランスを取る現実的な方向性を示している<sup>[1]</sup>。

今後の「本格的な検討」では、産業界、学术界、法曹界の英知を結集し、日本独自の価値を創出しながらも国際調和を重視した制度設計が求められる<sup>[1]</sup>。特に、発明者認定基準の明確化、引用発明適格性の要件整理、そして実用的なガイドラインの策定が急務である<sup>[1]</sup>。

この歴史的な制度改革が成功すれば、日本は世界のAI時代における知的財産のリーダーシップを確立し、Society 5.0の実現に向けた確固たる法的基盤を築くことができるであろう<sup>[1]</sup>。令和7年夏以降の「本格的な検討」の成果が、日本の産業競争力の将来を左右する重要な要素となることは間違いない<sup>[1]</sup>。

✻

1. jpo-250605

2. <https://ascii.jp/elem/000/004/214/4214162/>

3. <https://knpt.com/contents/cafc/2024.08.09-2.pdf>

4. [https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai\\_protection\\_chousa.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai_protection_chousa.html)

5. <https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/7946/>
6. [https://www.shinyoko-pat.jp/AI\\_patent](https://www.shinyoko-pat.jp/AI_patent)
7. <https://www.mondaq.com/china/patent/1626974/中国專利審査指南改正へ-ai倫理や植物新品種を対象に保護強化>
8. [https://www.fukamipat.gr.jp/region\\_ip/12238/](https://www.fukamipat.gr.jp/region_ip/12238/)
9. [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_lpnews/us/2024/20240213.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2024/20240213.pdf)
10. [https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo\\_shoi/document/51-shiryuu/02.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/51-shiryuu/02.pdf)
11. <https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4366>
12. <https://mainichi.jp/articles/20250130/k00/00m/040/316000c>
13. <https://www.enegaeru.com/aipromotionact>
14. <https://knpt.com/contents/news/news2024.06.03/news2024.06.03.html>
15. [https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken\\_kouhyou/2024\\_05-summary.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/2024_05-summary.pdf)
16. [https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2025/0123\\_08.html](https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2025/0123_08.html)